

# 新型コロナウィルス感染対策 マニュアル Ver.8

R4. 4. 1 版

文中の赤字が前 Ver. からの変更部分



## 新型コロナコールセンター

感染等に関する問い合わせ先（24 時間対応）

☎ 0120-368-567

浜松市保健所

☎ 053-453-6118

オイスカ浜松国際高等学校

# 新型コロナウィルス感染にかかる対応

## 1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（文部科学省 2020.9.3 Ver.4）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間の活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとる	感染リスクの低い活動から徐々に実施(収束局面) 感染リスクの高い活動を停止(拡大局面)	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとる	適切な感染対策を行ったうえで実施	十分な感染症対策を行った上で実施

〈参考〉 国の評価レベル（新）と県の警戒レベル（旧）の関連

国の評価レベル（新）	県の警戒レベル（旧）	求められる対策	県の主な対応
4 避けたいレベル		・一般医療の制限	県内全域にレベル3より強い活動の自粛や制限等を要請
3 対策を強化すべきレベル	6・5	・県民等への強い呼びかけ ・まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策	状況に応じて緊急事態措置区域や重点措置区域の提要を要請 ・県内外の感染リスクが高い場所への外出、他県への不要不急の移動自粛
2 警戒を強化すべきレベル	5・4	・感染リスクの高い行動回避の呼びかけ ・感染防止に必要な対策の実施	医療ひつ迫が懸念される地域において活動の一部自粛等を要請 ・県内外の感染リスクが高い場所への外出、緊急事態措置区域等への不要不急の移動自粛
1 維持すべきレベル	4・3・2	・総合的感染対策の継続	・基本的な感染防止対策の徹底
0 感染者0レベル	1	・総合的感染対策の継続	・ほぼ日常 ・基本的な感染防止対策の徹底

## 2 教育活動での感染予防対策（国の評価レベルが1になった場合は、緩和策の検討に入る。）

### （1）授業時の対策

- ・授業中も原則としてマスクを着用する。ただし、熱中症が心配される場合は、距離をとって外すことも可能。
- ・体育の授業は、生徒の間隔を十分に確保すれば、マスクを着用しなくてもよい（熱中症の心配がない場合は、マスクを着用する）。
- ・教室では、全員が前を向いた状態で授業を受けさせる。生徒が密集して長時間活動するグループ学習はしない。
- ・授業中は必ずしも窓を全開にする必要はないが、適度な換気ができるように開けておく。
- ・次の教科の活動は「リスクが高い」ものであるため、「飛沫が飛ぶことを防ぐ」「長時間の密集状態を避ける」ことに十分配慮しつつ活動をするが、国の評価レベルが2以上の場合は、その活動を行わない。

各教科…長時間近距離で対面形式となるグループワーク

理科…近距離で活動する実験や観察

音楽…室内で行う近距離の合唱や管楽器演奏

体育…生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

家庭…近距離での調理実習

- ・外部から人を招いての教育活動については、該当地域の感染状況を踏まえ、担当教師のみの判断でなく、学校として、感染拡大防止を十分に考慮の上、判断をする。特に県外からの受け入れに際しては、静岡県の「警戒レベル毎の行動制限（P.16）」に従う。そのためにも、計画をする段階で、事前に起案書を提出する。

### （2）給食時の対策

#### ①国の評価レベルが2以上の場合

- ・授業を45分の短縮日課として昼の時間を生み出し、学年ごとのローテーションで食堂を利用する。
- ・食前の手洗いを徹底させる。
- ・入室からカウンターで食事を受け取るまでは、マスクを着用する。
- ・食事中はマスクを着用できないため、一切話をしない（黙食）。
- ・全員が同じ方向（北）を向いて食事をとる（対面化を避ける）。

#### ②国の評価レベルが1であり、かつ静岡県内の感染状況が落ち着いている場合

- ・通常通りの日課とし、全員が一斉に食事をする。
- ・入室からカウンターで食事を受け取るまでは、マスクを着用する。
- ・食事中はマスクを着用できないため、一切話をしない（黙食）。
- ・食事は、準備ができた生徒から始め、済み次第、食堂から退出する（全員が揃うまで待つことはしない）。

### （3）部活動時の対策

- ・活動の内容や形態については、「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」（本マニュアル1ページ）による。
- ・運動部のマスクは、生徒間の間隔を十分に確保すれば着用しなくてもよい。ただし、休憩時

間はマスクを着用する。

- ・活動を効率的に行い、練習時間を短時間に設定する工夫をする。
- ・部活開始前に必ず健康観察を十分に行い、風邪等の症状がある生徒は参加させない。
- ・生徒同士が密集したり、近距離で組み合ったり、向かい合って発声したりする活動は行わない。
- ・器具やボール等を介して接触する活動では、練習方法を工夫する。
- ・室内での活動は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底する。
- ・閉鎖空間での長時間練習や、対面練習はしない。
- ・練習終了後の手洗いを徹底するとともに、マスクを着用し、速やかに下校する。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施にあたっては、該当地域の感染状況を踏まえ、顧問のみの判断でなく、学校として、感染拡大防止を十分に考慮の上、判断をする。特に県外への移動や県外からの受け入れに際しては、静岡県の「警戒レベル毎の行動制限（P.16）」に従う。

#### （4）学校行事等における対策

- ・全校集会や学年集会は感染が拡大している状況では中止とする。行う場合は、放送による集会とする。
- ・学年集会は、生徒間の距離を十分に確保して行う。
- ・各種行事を実施するにあたっては、感染防止対策をいかに行うかを最優先に考える。
- ・各種行事は、安易に従来通りとせず、感染防止対策を行った上で、どのように実施できるか工夫をする。
- ・感染防止対策が十分にとれない場合は、行事は実施しない。

### 3 感染源を断つこと（国の評価レベルが2以上の場合）

※レベル1になった段階で解除の在り方を検討する。

#### （1）保健管理の徹底

- ・生徒は毎朝、自宅で検温をし、平熱であった場合のみ登校する。検温記録表に記録させ、SHR時に担任に提出する。
- ・昇降口を朝7時50分に開錠し、生徒の検温を実施する。  
37.5度以上の熱がある生徒は、直ちに下校させる。保護者が迎えに来る生徒は、小会議室（放送室奥）で待機させる。
- ・各教室と食堂入り口、スクールバスの昇降口にアルコール消毒液を設置する。
- ・寮での部屋割りは、可能な限り密集しないように工夫する。
- ・教室や廊下の窓を開放し、換気を心掛ける。エアコン稼働時にも窓を開けておく。
- ・生徒、職員はマスクを着用する。
- ・清掃時（清掃のない日は終礼後）に教室内を消毒する。

#### （2）生徒や教職員に風邪の症状がある場合。

- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養する。
- ・国の評価レベルが2以上で、静岡県の感染状況が警戒を要する場合は、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校（出勤）しない。

- ・上記の場合は出席停止扱いとする。

### (3) その他

- ・本校への来客への湯茶の提供を行わない。
- ・本校職員の「5人以上での会食」を禁止する。

## 4 感染者の把握について

### (1) 感染者の把握について

- ・生徒、教職員に対して、事前に PCR 検査を受診した場合やその結果について必ず学校に報告するように依頼をする（医療機関から学校へは連絡がこない）。
- ・そのための校内連絡体制を整備する。

保護者→担任→副校長（教頭）→校長・養護教諭

教職員→副校長（教頭）→校長・養護教諭

### (2) 生徒や教職員への感染が判明した場合

- ・原則として、保健所からの連絡を待って指示を仰ぐこととするが、その間は、学校独自で状況を判断し、必要であると判断した場合は、学級・学年・学校・寮の閉鎖等の措置をとる。閉鎖の判断は、文部科学省のガイドライン（本マニュアル P 8 の 9）を目安として行う。
- ・次の機関には、直ちに報告・相談をする。

①学校医（佐野医院）053-486-3411

②学校薬剤師（アザレア薬局森先生）053-482-3888…消毒が必要な場合

③県私学振興課 054-221-2937

- ・閉鎖等の対策をとる場合は、生徒、保護者、教職員へは「きずなネット」により通知する。
- ・該当生徒は出席停止扱いとする。

自宅待機期間は、陽性の判定後、**症状がある場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間経過し、最後の 3 日間が平熱である等**症状がないことが確認されるまでとする。まだ症状が治まらない場合は期間を延長し、その後 3 日間連続で症状がなくなるまでとする。待機期間が保健所の判断と異なる場合は、長い方の待機期間をとる。

- ・閉鎖となった場合、他の生徒や教職員は、その間自宅待機とし、外出は避ける。
- ・副校長（教頭）は、保健所からの連絡を待ち、その後の対応への指示を仰ぐ。**保健所の業務がひつ迫し、連絡が来ない場合は、学校が独自に判断をする。**

浜松市「新型コロナコールセンター」0120-368-567（24 時間対応）

または、浜松市「帰国者・接触者相談センター（保健所）」053-453-6118

- ・保健所の指示に基づき、学校薬剤師と連携をして校内の消毒をする。
- ・保健所が行う感染経路等についての聞き取りに協力する。

### (3) 生徒や教職員が濃厚接触者と特定された場合

- ・該当者は出席停止とする。
- ・保健所の判断により PCR 検査を受け、陰性であった場合でも、**判定された翌日から 7 日間は自宅待機とする。**
- ・PCR 検査が受けられない場合は、接触者が陽性と判定された翌日から 7 日間を自宅待機とし、最後の 3 日間が、平熱である等、風邪の症状がないことを確認して復帰ができる。

(4) 家族や接觸していた友人などが濃厚接触者と特定された場合

- ・濃厚接触者の PCR 検査の結果が陰性であった場合は、登校することができる。
- ・濃厚接触者が、PCR 検査を受けられなかつた場合は、接觸者に症状がない場合に限り、検温をこまめに行うなどの対策を取りつつ登校することができる。
- ・濃厚接触者が陽性であった場合は、本人が濃厚接触者となるので、接觸者が陽性と判定された翌日から 7 日間を自宅待機とし、最後の 3 日間が、平熱である等、風邪の症状がないことを確認して復帰ができる。
- ・自宅待機の期間中は、健康観察をしっかりと行う。
- ・その際は、出席停止扱いとする。

(5) 周りで感染者が出たが、自分が濃厚接触者どうか判断できない場合

- ・その旨を保健所に問い合わせ、判断を仰ぐ。判断が出るまでは、自宅待機とする。
- ・その際は、出席停止扱いとする。

(6) 保護者から感染が不安で欠席させたいと相談があった場合

- ・本校での感染症対策を十分に説明し、理解を得るよう努める。ただし、保護者の考えに合理的な理由があると校長が判断した場合は、出席停止扱いとする。

(7) その他の学校の対応（情報発信）

- ①感染者や濃厚接触者が出たが、学校・学年・学級閉鎖等の生徒の教育活動に影響が及ぶような対応をする必要がない場合
  - ・いじめや差別といった悪影響を防ぐために、関係機関以外の外部への発信は行わない。
- ②感染者や濃厚接触者が出たことにより、学校・学年・学級閉鎖等の生徒の教育活動に影響が及ぶような対応をする必要が出た場合。
  - ・該当生徒の（学年や）学級・氏名は伏せて、感染者（濃厚接触者）が出たことを生徒・保護者に情報発信する。
  - ・保健所の指示による今後の学校の対応について、保護者に丁寧に伝える。
  - ・生徒が登校している場合は、直接担任から伝えるか、一斉放送によって伝える（どちらにするかは状況によって判断する）。その際は、「犯人捜し」とならないよう、留意させる。また、保護者には、「きずなネット」で通知する。ただし、保護者会会長には、事前に電話にて報告をする。
  - ・生徒が登校をしていない場合は、「きずなネット」で通知をする。
  - ・該当の保護者に連絡を取り、上記の趣旨と共に、情報の発信は、間違った情報（噂）が広がらないようにするためにすることも伝え、発信することに理解を得る。

## 5 保健室や寮での対応について

(1) 保健室

- ・具合が悪いことを訴えて来室した生徒に対して、「37.5 度以上の発熱」「息苦しさ」「強いだるさ」「味覚嗅覚異常」「咽頭痛」等の症状がないかを確認する。
- ・登校後に発熱等、感染が疑われる症状が出て、医療機関受診が不可能であり、保護者が事前に検査の同意書を提出している生徒には、「抗原簡易キット」による検査を実施する（本マニュアル P 9 参照）。

- ・検査する部屋を、小会議室に限定し、検査終了後は、消毒をする。
- ・検査結果が陽性であった場合は、直ちに保護者に迎えに来てもらい、**保健所の指示に従うよう依頼する**。また、その結果も学校に報告をするように伝える。
- ・検査結果が陰性であっても、保護者に迎えに来てもらい、医療機関を受診するか症状が軽快するまで自宅待機とする。
- ・上記の症状の有無にかかわらず、心因性でなく体調不良を訴えている場合は、早退させる。その際には、担任または学年職員が保護者に連絡を入れ、迎えに来てほしい旨を伝える。保護者が迎えに来るまでは、小会議室（放送室奥の部屋）で待機させる。

#### (2) 寮

- ・体調不良を訴えてきた生徒には、37.5度以上の熱や「息苦しさ」「強いだるさ」「味覚嗅覚異常」のいずれかがないか確認する。そのような症状がある場合は、直ちに保護者に迎えに来るよう依頼し、別室に移動させ、他の生徒との接触をさせない。
- ・発熱等、感染が疑われる症状があり、医療にかかることのできない生徒には、「抗原簡易キット」による検査を実施する。検査する部屋を限定し、検査終了後は、消毒をする。
- ・検査結果が陽性であった場合は、直ちに保護者に迎えに来てもらい、医療機関にかかるよう依頼する。また、その結果も学校に報告をするように伝える。保護者が迎えに来られない場合は、職員が医療機関へ連れていく（車の窓を全開にし、マスクを着用すれば、感染は防ぐことができるということ）。
- ・検査結果が陰性であっても、保護者に迎えに来てもらい、医療機関を受診するか症状が軽快するまで自宅待機とする。保護者が迎えに来られない場合は、職員が医療機関へ連れていく（車の窓を全開にし、マスクを着用すれば、感染は防ぐことができるということ）。
- ・上記の症状がない体調不良（微熱等）の場合は、検温をこまめにするなどの健康観察を続ける。具合が悪くなった場合直ちに保護者に電話連絡をし、症状が**2日**続いた場合は、迎えに来ていただいて帰省させる旨を伝える。その際、保護者には、発症後**3日**以上同じ症状が続いた場合は、地元の「帰国者・接触者相談センター（保健所）…浜松市は新型コロナコールセンター（表紙参照）」か、かかりつけ医に電話で相談するよう依頼する。
- ・保護者が迎えに来られる日までは、他の生徒と接触しないように別室での休養を継続する。
- ・隔離した生徒の食事は、部屋の入り口で受け渡しをする。
- ・留学生の場合は帰省が難しいため、職員が対応する。

## 6 感染者が出了た場合の寮での対応

◎保健所の指示に従うこととする（寮の出入り口を保健所の指示に従いゾーニングする）

#### (1) 同じ学級で通学生の感染者が出た場合

- ・同じ学級であった寮生は別室で間隔をあけて生活をさせる（男子寮は3階集会場、女子寮は2階）。
- ・マスクを常時着用させる。
- ・食事は食堂を使わず、部屋の前まで職員が運び、食後の片付けも職員が行う（手袋着用）。
- ・待機生徒だけが使用するトイレを男子寮は3階東トイレ、女子寮は2階トイレとする。
- ・入浴は、待機生徒とその他の生徒とを一日交代とし、使用する日を分ける（待機生徒が使用

した日は、消毒を行う)。

## (2) 寄生自身が感染者となった場合

少なくとも同じ部屋であった寄生は、濃厚接触者となる可能性が高いため、保健所の指示に従う。

### ① 寄全体が閉鎖となる場合

- ・全員帰宅させる（専門学校生も含む）が、保護者が迎えに来られる日までは、寄で待機。
- ・待機生徒が、できるだけ間隔をあけて生活ができるよう、部屋割りをする。
- ・食事は、各部屋に職員が運ぶこととするが、人数が多い場合は、他の通学生とは違った時間帯で食堂を利用する。
- ・トイレは、人数が少ない場合は、使用場所を限定するが、大人数の場合は限定しない。
- ・職員は、生徒がいる限り寄勤務を行う。
- ・留学生は、できるだけ分散させるか、間隔をあけて生活をさせる。

### ② 該当生徒の部屋のみ閉鎖の場合

#### ◇閉鎖期間が2～3日と短い場合

生徒は帰宅させず、男子寄は3階集会場、女子寄は2階で間隔をあけて待機生活させる。

- ・マスクを常時着用させる。
- ・食事は、各部屋に職員が運ぶこととするが、人数が多い場合は、他の通学生とは違った時間帯で食堂を利用する。
- ・トイレは、人数が少ない場合は、男子寄は3階東トイレ、女子寄は2階トイレに限定するが、大人数の場合は限定しない。
- ・風呂は、少人数ごとに利用する。

#### ◇閉鎖期間が2週間ほどの場合

同部屋であった生徒を帰宅させる。保護者が迎えに来られる日まで、男子寄は3階集会場、女子寄は2階で間隔をあけて生活する。

- ・待機生徒の食事は、各部屋に職員が運ぶこととする。
- ・トイレは、使用場所を男子寄は3階東トイレ、女子寄は2階に限定する。
- ・入浴は、待機生徒とその他の生徒とを一日交代とし、使用する日を分ける（待機生徒が使用した日は、消毒を行う）。
- ・留学生は、できるだけ分散させるか、間隔をあけて生活をさせる。

## 7 濃厚接触者等のリスト作成について…文部科学省より

緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域で、保健所の業務がひっ迫している場合は、学校が保健所の業務の補助として、本人の同意を得たうえで、「濃厚接触者等の候補の考え方」に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象者の候補リストを作成し、保健所に提示する。

## 8 濃厚接触者等の候補の考え方（文部科学省より R3.8.27）

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、PCR検査をした2日前）から、退院または療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち該当感染者が入院、宿泊療養または自宅療養を開始するまでの期間に置いて次の（1）（2）に該当する

者とする。特定することが困難な場合は、状況によっては、感染者が所属する学級等のすべての者を検査対象者とすることも考えられる。

#### (1) 濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮において感染者と同室の場合を含む）または長時間の接触があつた者
- ・適切な感染防護なしに介護をしていた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（マスクの正しい着用をしていない場合も含む）で、感染者と15分以上の接触があつた者（例えば、感染者と会話をしていた者）

#### (2) 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、または物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者（**感染者と同一の学級の生徒**）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者（**感染者と同一の部活動に所属する生徒**）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者（**感染者と同一の寮で生活する生徒**）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者

### 9 学級閉鎖等を学校独自で判断する場合の目安（文部科学省より R3.8.27）

学校で家庭内感染でない感染者が発生し、広がっている可能性のある場合は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえて、学校を臨時休業（**5日間程度**）し、校内消毒と共に、全体の感染状況を把握する。把握した状況により、感染拡大の可能性があると判断される場合は、保健所や学校医の助言をもとに、次の基準で学級等の閉鎖措置をとる。

#### (1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ・同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合
- ・感染が確認された生徒が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を訴える生徒が複数いる場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・その他、校長が必要と判断した場合

※学校に2週間以上登校していない生徒の発症は除く

※学級閉鎖の期間は、感染状況や感染拡大状況を踏まえて、**5日間程度**を目安とする。

#### (2) 学年閉鎖

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

#### (3) 学校閉鎖

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

## 10 生徒の心のケアにすること

- ・感染者や濃厚接触者、医療従事者、物流関係従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないよう、SHR や LHR、保健だより等で正しい知識を伝達する。
- ・新型コロナ感染への不安等により、心的に不安定な状態の生徒は、スクールカウンセラーに繋げる。

## 11 抗原簡易キットの使用について

### (1) 検査対象者

- ・登校後、症状（微熱を含む発熱、せき、のどの痛みその他の体調不良を含む）が現れ、やむを得ず医療機関の受診ができず、かつ事前に保護者の検査同意書が提出されている生徒

### (2) 検体採取

- ・あらかじめ検査に関する研修（理解度確認テスト）を受けた教職員の立会いの下、生徒が自己採取する。

### (3) 理解度確認テスト

P.12 の「抗原定性検査のガイドライン（理解度確認テスト）」を全職員が行い、誰もが、検査に立ち会えるようにする。

### (4) 検査に際しての留意事項

- ・検査は、小会議室を使用する。
- ・検査にあたって、窓と入り口の扉を全開にし、十分な換気をする。
- ・検査生徒は、小会議室の窓際に南を向いて座る。
- ・試薬を容器に入れる作業は、立ち合う職員が行う。
- ・立ち合いをする職員は、不織布のマスクと手袋をし、2 メートル以上離れる（入り口のあたりで観察をする）。
- ・検査で使用したものはすべて、ビニール袋に入れて廃棄する。

### (5) 検査に関わる用具の保管場所

- ・簡易検査キット…小会議室
- ・立ち合い職員用手袋…小会議室（予備：保健室）
- ・検査同意書提出者名簿…小会議室（予備：保健室）
- ・廃棄処分用ビニール袋…小会議室（予備：保健室）

### (6) 検査結果に関わること

#### ・陽性（+）反応

保護者に迎えに来てもらい、浜松市新型コロナコールセンター（0120-368-567）に連絡をしてもらう

#### ・陰性（-）反応

保護者に迎えに来てもらい、医療にかかるか自宅療養をお願いする。

## <検体採取の手法>

- ・ 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
  - ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、高校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
- ※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、高校等の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材（詳細については追ってお知らせします）の学習等をしておくようお願いします。
  - ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔ぬぐい液採取



・ 鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

## <検体採取後の操作>

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則として生徒本人が行います。

- 検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明するようお願いします。

#### <検査結果の読み取り>

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
  - ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ※ ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。 キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

#### <検査結果が陽性だった場合>

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください。 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を実行してください。

## 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン <理解度確認テスト>

医療従事者の不在時に有症状者に対して検査を行うことが考えられる施設等において職員の中から事前に定める「検査実施管理者」は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」及び使用するキットの添付文書、メーカーによるパンフレット等の内容を理解した上で本テストを受験し、全問正解できることを確認するとともに、各問の解説を確認し適切な検査実施についてさらに理解を深めていただくようお願いします。

※初回の受験で全問正解しなかった場合は、再度の受験により全問正解できることを確認してください。

### <問題>

各問の文章の内容について、正しいか誤りがあるか、いずれかを選択してください。

(回答後、正答を次のページから確認してください。)

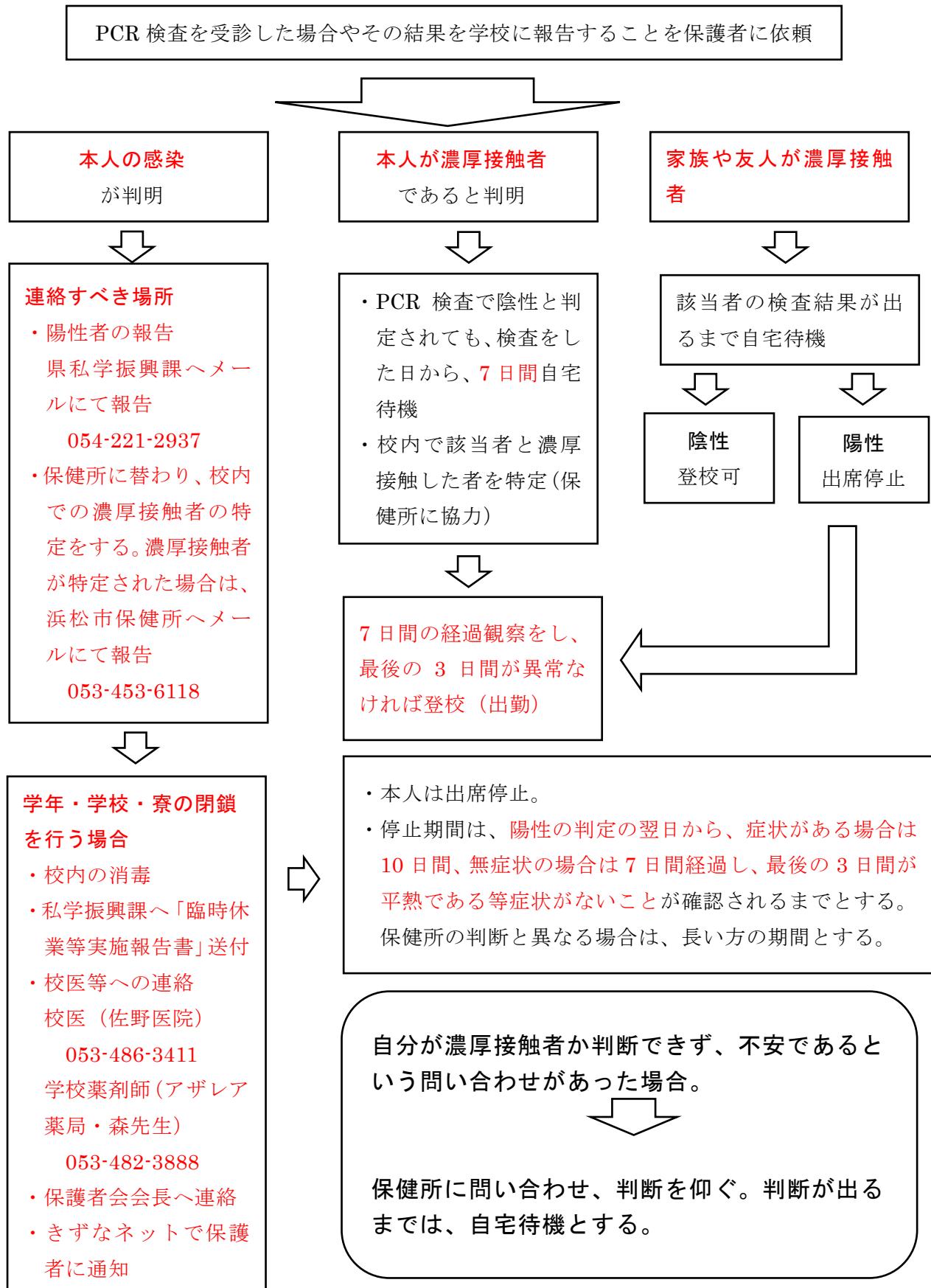
1. 検査においては、薬局等で一般向けに販売されている抗原定性検査キットなどの中から、施設が使いやすいものを選んで使用する。	( 正 誤 )
2. 検査キットは、冷蔵保存にて保管する必要がある。	( 正 誤 )
3. 業務を開始する前に体調不良を自覚した職員は、抗原定性検査を実施し、陰性を確認してから業務に従事する。	( 正 誤 )
4. 現在薬事承認されている抗原定性検査のキットは、検体として鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液または唾液を用いることができる。	( 正 誤 )
5. 医療従事者の不在時に検査を実施した結果により医師ではない施設の職員等が診断を行うことは、いかなる状況においても認められない。	( 正 誤 )
6. 検査実施管理者は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を事前に十分理解しておけば、検体採取の指導等を行うことができる。	( 正 誤 )
7. 鼻腔ぬぐい液検体を採取する際は、スワブを鼻の入り口から2cm程度挿入して採取する。	( 正 誤 )
8. 被検者が自己採取の方法を十分理解し、適切に行なうことが困難と考えられる場合は、被検者の安全のため、施設職員が被検者の鼻腔から採取を行う等、採取の補助を適切に行わなければならない。	( 正 誤 )
9. 検査実施管理者は、被検者の検体採取に立ち会う際の感染防護具として、サージカルマスクまたは不織布マスクと、手袋を装着する。	( 正 誤 )
10. 検査結果の判定は、キットに試料を滴下した後、製品毎に定められた時間が経過するのを待ってから、それ以降の任意のタイミングで行う。	( 正 誤 )
11. 検査結果が陽性だった場合は、被検者は発症日から10日間は出勤等ができないこととなる。	( 正 誤 )
12. 症状のある者に対して実施した検査の結果が陰性だった場合でも、医療機関の受診や自宅待機等の対応をする必要がある。	( 正 誤 )

<正答と解説>

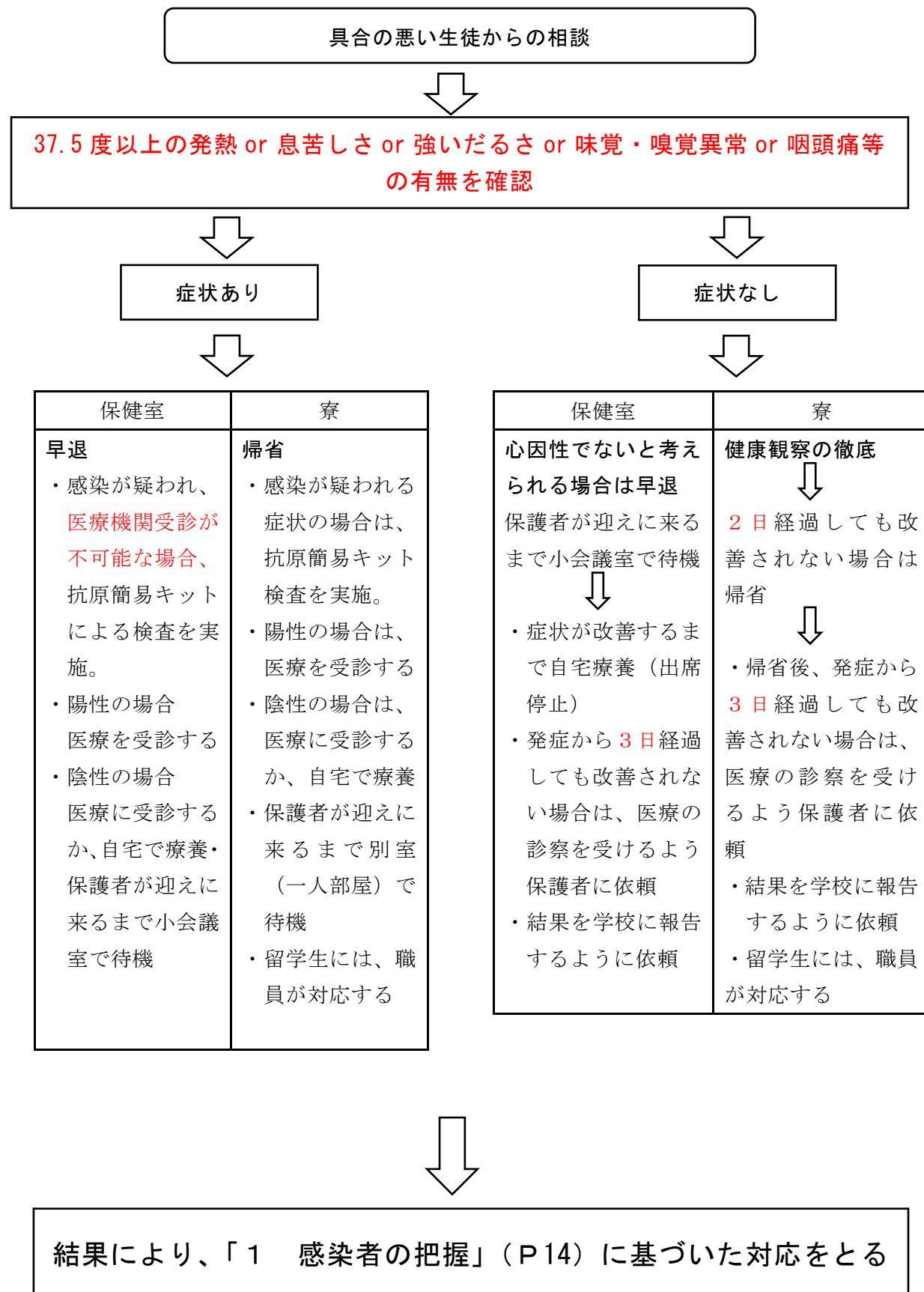
正答	解説
1. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	抗原定性検査に用いるキットは、薬事承認を得ずに一般向けに販売されているものではなく、薬事承認を得たものを用いる必要があります。
2. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	検査キットの中には、常温で保管できるものもあります。保管条件は、製品毎に異なりますので、各製品の添付文書を必ず確認してください。
3. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	体調の悪い職員が、検査の結果が陰性であったことを以て業務に従事することは適切ではありません。また、出勤前に既に体調不良がある場合には、出勤せずに医療機関を受診してください。
4. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	現在薬事承認されている抗原定性検査のキットは、検体として鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液を用いることができますが、唾液検体を用いることはできません。
5. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	疾病的診断は、医師のみが行うことができるため、医療従事者不在時の検査の結果を以て、被検者の感染の有無を確定的なものとして取り扱うことはできません。
6. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	検体採取や試料調整、判定等の方法は検査キットの製品毎に差異がある場合があるため、検査実施管理者は、使用する製品の添付文書や、メーカーによるパンフレット等の資料も確認し、内容を理解しておく必要があります。
7. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	採取法の詳細は、使用する製品の添付文書や、メーカーによるパンフレット等の資料も確認してください。
8. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	他者の鼻腔検体を採取することは、感染リスクを伴う可能性があるため、医療従事者の不在時の検査は、被検者が自己採取の方法を十分理解し、適切に行うことができる場合に実施してください。被検者が自己採取を行うことが困難な場合は、医療機関を受診してください。
9. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	適切な感染防護具を装着するほか、検査実施場所の換気や、被検者と距離を十分取るなどの対応を行ってください。
10. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	試料滴下から時間が経過しすぎると、キット上に表示される結果が変わってしまう場合があるため、結果の判定は、製品毎に定められた時間が経過したタイミングで行います。
11. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	検査結果が陽性だったことを以て患者であることが確定するものではなく、結果が陽性だった者は医療機関を受診し、医師の指示を受ける必要があります。医師により新型コロナウイルス感染症の患者と診断された者の出勤等については、保健所の案内に従います。
12. ( 正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> )	医療従事者不在時の検査による陰性の結果を以て新型コロナウイルスに感染していないと判断することは適切でなく（診断は医師が行う必要があります。）、また、発熱等の症状がある場合は、他の感染症に罹患している可能性もあるため、医療機関の受診や自宅待機等の対応が必要です。

## 新型コロナウィルス感染にかかる対応（フローチャート）

### 1 感染者の把握



## 2 保健室や寮での対応



新型コロナウイルスの感染状況や医療のひつ迫状況等を評価する国のレベル分類及び本県の対応

(令和3年12月3日から適用)

国 評価 レベル	指標 1週間 新規 感染者数	求められる対策 病床 占有率等	国評価レベルに応じた県の主な対応 <sup>(注1)</sup>		
			外出・移動	飲食店	事業所 イベント
4 緊けたい レベル	—	(病床占有率) 100%	県及び医療現場の 判断でさらなる一般 医療の制限、保健所 の積極的疫学調査 の重点化	県内全域に、レベル3よりも強い活動の自粛や制限等を要請	状況に応じて緊急事態措置区域や重点措置区域の適用を要請
3 対策を 強化すべき レベル	—	(病床占有率) 3週間後に 100% または 現状で 50%以上	県民等へ強い呼び かけ、まん延防止等 重点措置等、各地域に 医療の制限、(各地区に ふさわしい)対策	・営業時間短縮や 休業、酒類提供等 の自粛  (注2)	・開催規模(参加人 数や収容率)の 制限 <sup>(注2)</sup>  ・出勤者の削減等 を強力に推進 ・施設の入場者整 理等
2 対策を 強化すべき レベル	—	(病床占有率) ①かつ②～⑤のいずれか  (状況) ①2週 ③3週間後に 50%以上 ④20%以上 ⑤10万人 (当たり) 以上 以上	医療リスクの高い行 動回数の呼びかけ、 感染拡大防止に必 要な対策実施、保健 所の体制強化、必要 な際は段階的の施 設レベル3での対策の 準備	・県内の感染拡大 地域で営業時間 短縮等  (注2)	・医療従事者が懸念される地域において活動の一時自粛等を要請  ・感染拡大の兆候 等があつた場合、 主催者による協力 を要請
1 維持すべき レベル	—	—	・接種率向上、追加 接種 ・医療体制強化 ・総合的感染対策の 継続	・業種別ガイドライ ンの遵守 ・人との接触低減 の徹底	・業種別ガイドライ ンの遵守 ・人との接觸実施 の徹底
0 感染者0 レベル	—	—	同上	同上	休止期 終息

(参考) 国基準(県警戒レベル、感染流行期判断、国警戒ステージ)

(日) 県警戒レベル	レベル	(日) 県内 県外	(旧)県内 感染流行 期評価	(日) 国警戒 警戒 St	
				指標 1週間 新規 感染者数	指標 1週間 新規 感染者数
6 厳重警戒	6	6	まん延期 後期	25人 以上	50% 以上
5 特別警戒	5	5	まん延期 中期	15人 以上	20% 以上
4 警戒	4	4	まん延期 前期	1.9人 以上	—
3 注意	3	3	移行期 後期	0.94人 以上	—
2 注意	2	2	移行期 前期	0.38人 以上	—
1 注意	1	1	休止期	0人	—
0 日常	0	0	終息	日常	—

(注1) 實際の対応は、感染状況や医療のひつ迫状況等を踏まえ、必要なものを実施する

(注2) 認証店やワクチン・検査・バッケージ適用の場合には要件を緩和(より強い措置が必要な場合は緩和しない)